

2009年(平成21年)11月3日 火曜日

Q 建設会社に勤務していますが業績不振で給料が大幅減になりました。給料が多いところに住宅ローンを組んで自宅を買いましたが、消費者金融や銀行からの借入れもあり、支払いが困難となりました。個人再生という手続きを聞いたのですが、どのような手続きですか。

### 「個人再生」どんな手続き?

## 法律あれこれ

A 個人再生とは、

裁判所を通じて借金を減らし、これを分割で支払う手続きです。破産と違い、借金額が100万円以下の場合には10分の1

産との大きな違いは借金の帳消しではなく減額であること、住宅ローンがあっても住宅を維持することが可能であることにあります。00万円以上3000万円以下の場合には30

## 借金減らし分割で返済

にすることが最大で可能で、額は所有する財産の価値以上でなければなりません。

このように減額した借金を、原則として3年分割で支払っていくことになります。特別の事情がある場合には5年まで延長できます。

他方、住宅ローンについては減額されません。しかし、返済期間を延長することは可能です。こうすることに よって、支払いの負担を減らす一方で、自宅を手放さなくてよくなるというメリットがあります。

もっとも、支払い総額も、支払い総額(弁護士 松田健太郎)